

STOP！ コロナ差別

更なる感染を防ぎ、医療を守るためにも、
新型コロナウイルス感染症を理由とした
偏見や差別、いじめなどは決して許されません。



医療従事者をはじめ、私たちの健康や
くらしを支えるために奮闘されている方々に
心から感謝し、エールを送りましょう。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に、新たに差別的取扱い等の防止に関する
規定が設けられました。（2021年2月13日施行）

栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課 人権施策推進室

TEL 028-623-3027 / FAX 028-623-3028